

職雇移発 0401 第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日

公益財団法人
全国民営紹介事業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発部雇用開発企画課労働移動支援室長

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の取扱いについて

企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点については、平成 28 年 3 月 14 日付け職発 0314 第 2 号、及び平成 28 年 3 月 28 日付け職派需発 0328 第 1 号・職雇移発 0328 第 1 号（以下「連名通知」という。）により通知しているところですが、連名通知の中では、労働移動支援助成金の取扱いについて、「再就職支援を行う職業紹介事業者が、企業から再就職支援の委託を受ける一方で、当該企業に対して退職者を増やすことに関するコンサルティングを行っている場合、今後、当該企業は労働移動支援助成金の支給対象外とする予定である」としているところです。

このことについて、本助成金の支給要領及び支給申請様式を改定し、平成 28 年度 4 月 1 日より施行することとしましたので、下記にご留意の上で適切な対応をお願い致します。

記

1 不支給要件の新設

再就職支援の実施について委託契約を締結した職業紹介事業者（職業紹介事業者との関係が次の①～③に該当する事業所を含む）から、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象者の離職日の前日から 1 年前の日以後に「退職コンサルティング」を受けた事業主は、当該対象者について労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）を不支給とする。

- ① 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする）。
- ② 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

- ③ その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

2 退職コンサルティングの範囲

上記1にいう退職コンサルティングの範囲は、次のようなものとする。

再就職支援を受託する職業紹介事業者が申請事業主に対して、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する以前に行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む。）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問わない。

なお、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、本助成金の対象となる退職者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや本助成金の内容の説明・情報提供は含まない。

3 確認方法

新設した様式「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）支給申請書・続紙（様式第3-2号）」により、事業主が支給申請する際に内容を審査することによって確認を行う。

なお、この申請書を受理した労働局は、必要に応じて、この申請書の内容に関する証拠書類等の提出を求め、関係者への確認、ヒアリングや実態調査を行う。

4 施行日

上記1の取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

ただし、再就職支援の実施について事業主と職業紹介事業者が委託契約を締結した日が平成28年4月30日以前の場合は、平成28年4月1日以降に「退職コンサルティング」が行われた場合に不支給とする。

5 不正受給の取り扱い

雇用関係助成金は、一般的に、事業主が支給申請書の内容を偽って申請して受給したことが後日明らかとなった場合、不正受給として受給額の返還を

求めるとともに、以後3年間は他のすべての助成金について不支給となる。

6 その他

労働移動支援助成金の支給申請書は、平成28年4月1日から一部改正されるので、改正後は、改正前の旧様式の申請書は使用しないこととし、新様式を用いることとする。